

新型コロナウイルス感染症によるセンターの対応について

新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」が発令され、岐阜県は「特定警戒都道府県」に指定されたことに伴い、センターとしてこれに協力し、社会的役割を果たすために以下の対応をとらせて頂きます。

・4月23日～5月6日までの期間、出社人数を制限し、職員の在宅勤務による体制とさせていただきます。

そのため、お電話が繋がりにくい状況や、回答、対応にお時間を頂く状態になります。

お客様にはご不便、ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。